　　　　　 　　　　じ ん け ん そ う だ ん ま ど ぐ ち

　そ う だ ん

一般財団法人では、大阪府からをけ、「大阪府人権相談窓口」をしています。この相談窓口では、人権にわるのある府民のみなさまからの相談を受け、そのにじたやなのなどをおこないます。

　１．相談日時

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **平日相談** | **月曜日～金曜日** | **９時30分～５時30分** | 、（12月29日～１月３日）をのぞく |
| **夜間相談** | **火曜日** | **午後５時30分～午後８時30分** |
| **休日相談** | **第４日曜日** | **午前９時30分～午後５時30分** |  |

※このでの相談がには、いただき、の、をし、相談をけします。

２．実施方法

**（１）電話相談**　電話でのがお受けします。

|  |
| --- |
| 電話番号　　　　 　**０６－６５８１－８６３４** |

**（２）相談**専門の相談員がお受けします。、大阪府人権協会へおこしください。

　　 　※できるかぎり、前もって連絡してください。

　　　　　　　　　相談場所：大阪府人権協会（大阪市4-1-37 HRCビル８階）

**（３）その他**



次のでも相談できますので、「大阪府

人権相談窓口あて」に、ご連絡ください。

　　①メール　：　[so-dan@jinken-osaka.jp](mailto:so-dan@jinken-osaka.jp)

　　②手紙等 ：

　〒552-0001　大阪市港区波除4-1-37

HRCビル８階

　　③ファクシミリ　：　FAX（代表）06-6581-8614

※公共交通機関をご利用ください。

＜大阪府人権協会のり駅＞

JR大阪「駅」北口より約600

「弁天町駅」4番より約700m



※HRCビルにがあります。

問合せ先：（一財）大阪府人権協会　代表電話06-6581-8613

**※でもけします**

**人権問題別の集中相談月間**

|  |  |
| --- | --- |
| ・　お悩み相談  【４月・１０月】  ◇ やについてみ  ◇ のやでの悩み  ◇ えせの悩み | セクシュアル・マイノリティ（）  お悩み相談　【５月・１１月】  ◇ やについての悩み  ◇ 、での悩み  ◇ やでの悩み |
| た　お悩み相談　【６月・１２月】  ◇ についてのみ  ◇ やについての悩み  ◇ やについての悩み  ◇ やをされることの悩み | がいのあるや  お悩み相談　【７月・１月】  ◇ がいについてのみ  ◇ やについての悩み  ◇ やについての悩み  ◇ のことについての悩み  ◇ てについての悩み |
| やでった  お悩み相談　【８月・２月】  ◇ についてのみ  ◇ やまいについての悩み  ◇ についての悩み | ・をえるや  お悩み相談　【９月・３月】  ◇ やについてのみ  ◇ （）についての悩み  ◇「にたい」という人についての悩み |

　　　　　　　　　　　　　　 べ ん ご し そ う だ ん

**弁護士相談**

　なアドバイスが欲しい人権問題に関わるご相談などについて、人権協会のが・して、弁護士が相談をお受けします。くわしくは、大阪府へお問い合わせください。

●申込方法：電話でご相談・してください。

に障がいがある方は、FAXまたはメールでご連絡ください。

●相談場所：各弁護士事務所でおこないます。

●相談料：無料（のみ）　※２回目の相談料等はとなります。

電話**０６－６５８１－８６３４**FAX 06-6581-8614　メール[so-dan@jinken-osaka.jp](mailto:so-dan@jinken-osaka.jp)

**問い合わせ先**

一般財団法人 大阪府人権協会

　住所　〒552-0001　大阪市港区波除4-1-37　HRCビル（おおさか）８階

　電話 06-6581-8613　FAX 06-6581-8614　メール[info@jinken-osaka.jp](mailto:info@jinken-osaka.jp)